

## マイクロバスの売払いについて

次のとおり、一般競争入札によりマイクロバスの売払いを行います。

### 1 売払物件

- (1) 【物件番号1】マイクロバス（自動車登録番号：広島200さ527）
- (2) 【物件番号2】マイクロバス（自動車登録番号：広島200さ1026）  
※詳細は、「物件調書」のとおり。

### 2 最低売却価格

- (1) 【物件番号1】409,091円（消費税及び地方消費税を除く）
- (2) 【物件番号2】772,728円（消費税及び地方消費税を除く）

### 3 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項に該当しない者
- (3) 江田島市の市税・使用料等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号並びに同条第6号に該当しない者

### 4 申込受付期間及び場所

期間：令和8年4月14日（火）～令和8年4月28日（火）  
場所：江田島市産業部商工観光課（江田島市役所本庁2階）

### 5 駐車場所及び現地確認

マイクロバスは、江田島市役所本庁駐車場に駐車しています。売払物件の現地確認を希望する場合は、事前に市へ電話にてご連絡ください。応募期間中に限り、日程調整のうえ随時対応します。

### 6 入札日時及び場所

日時：令和8年4月30日（木） 午後2時  
場所：江田島市役所本庁4階 会議室

※ 申込みが1者であった場合は、入札を実施せず、当該申込者が入札参加資格を有すると確認できた場合に限り、最低売却価格をもって売買契約を締結します。

### 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除とします。

### 8 無効入札に関する事項

江田島市契約規則第7条（入札の無効）に該当する入札は無効とします。

### 9 落札者の決定

物件番号毎に落札者を決定します。

### 10 契約保証金に関する事項

契約保証金は、売買代金（税込）の100分の10（円未満は切捨て）の金額とし、契約締結時までに納入するものとする。ただし、売買代金を契約締結日に即納する場合は、免除とします。

#### 11 契約等の手続き

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。
- (2) 契約の締結は、令和8年5月12日（火）に行います。

#### 12 売買代金の納付

- (1) 売買代金については、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納付するものとします。
- (2) 売買代金の納付確認後に、売却物件及び自動車検査証等を引渡します。

#### 13 物件の引渡し期限及び場所

- (1) 日時  
令和8年5月15日（金）
- (2) 場所  
江田島市役所本庁駐車場
- (3) 付帯条件
  - ア 落札者は、落札者の負担で物件の運搬等を行ってください。
  - イ 入札条件は現状有姿での引渡しとし、引渡し後の補償は一切行いません。
  - ウ 落札者は、物件引渡しの際に「物品受領書（様式第7号）」を提出するものとします。

#### 14 名義変更等

- (1) 落札者は、落札者の費用負担により、物件引渡し後2週間以内に、抹消登録又は名義変更（移転登録）等の必要な手続きを行い、それを証明する書類を提出するものとします。
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書については、現契約の解約処理を行った上で、適切に処理するものとします。
- (3) 抹消登録に伴う重量税等の還付金が発生した場合は、落札者の受取とします。

令和8年4月14日

江田島市長 土手 三生  
(産業部 商工観光課)

